

新宮町新体育館建設基本計画策定・PPP／PFI導
入可能性調査業務委託に係るプロポーザル実施要項

令和8年4月

新宮町

1 委託業務の概要

(1) 業務名

新宮町新体育館建設基本計画策定・PPP/PFI導入可能性調査業務委託

(2) 業務の目的

町内の体育館が全て学校敷地内にあり、一般住民の時間的・空間的な利用制約がある状況や建設後約60年が経過している町民体育館の設備が古くなっていること等により町民体育館の再整備が要望されている。これを受け、ニーズ調査や有識者委員会等の審議を経て令和7年度に「新宮町新体育館建設基本構想（以下、基本構想という）」を策定した。

本業務では基本構想をさらに具体化した「新宮町新体育館建設基本計画」の策定支援を行うとともに、効率的な施設整備や運営に向けて、PPP/PFI等の民間のノウハウを活用した整備の可能性も含め、事業手法を検証、選定するために実施する「PPP/PFI導入可能性調査」の技術的な支援を行うものである。

(3) 業務内容

仕様書のとおりとする。

(4) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日まで

(6) 予算額（契約上限額）

19,646,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(7) 支払方法

業務完了時一括払い

2 参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 新宮町入札参加資格者氏名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、他の自治体若しくは国、県から競争入札に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立はしていないこと。
- (5) 新宮町暴力団排除条例（平成22年新宮町条例第6号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあつてその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 所得税又は法人税、法人町民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている税を滞納していないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触していないこと。
- (8) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用し、管理する体制が整っていること。
- (9) 技術士（建設部門）の有資格者を配置し、運営体制が整備されていること。
- (10) 過去10年間に本業務と同種又は類似の業務を元請として受託した実績があること。
 - ア 同種業務：体育館又は都市公園整備に関する基本計画策定支援業務、民間活力導入可能性調査業務
 - イ 類似業務：体育館及び都市公園整備以外の公共施設整備に関する基本計画策定業務、民間活力導入可能性調査業務

3 選考日程等に関する事項

項目	日程等
公募開始日	令和8年4月28日(火)
質問受付期間	令和8年4月28日(火)～ 令和8年5月15日(金) 15時必着
質問回答期限	令和8年5月20日(水) 予定
参加意思表明書受付期間	令和8年4月28日(火)～ 令和8年5月22日(金) 17時必着
1次審査結果通知	令和8年5月28日(木)
提案書等書類提出期限	令和8年5月29日(金)～ 令和8年6月12日(金) 17時必着
辞退届提出期限	令和8年6月12日(金)
2次審査会(プレゼンテーション)	令和8年6月18日(木)
2次審査結果通知	令和8年6月下旬頃

4 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類：質問書(様式6)
- (2) 提出期限：令和8年5月15日(金) 15時必着
- (3) 提出先：新宮町教育委員会 社会教育課
- (4) 質問方法
 - ア 質問書(様式6)に必須事項と、簡潔にまとめた質問内容を記載し、「13 担当部署」に記載しているメールアドレスへ電子メールにより提出すること。
 - イ 電子メールの表題は「【事業者名】新宮町新体育館建設基本計画策定・PPP/PFI導入可能性調査業務に係るプロポーザルに関する質問」とし、提出後は電話で受信確認を行うこと。
- (5) 回答方法
 - ア 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年5月20日(水)までに新宮町ホームページにおいて公表する。なお、電話等による個別対応はしない。

5 参加表明書及び資格確認書類の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、仕様書、実施要領及び関係法令等の各規定を確認した上で、次に掲げる書類を提出すること。ただし、カ、キについては、参加意思表明書受付期限から3か月以内に発行されたものに限る。

- (1) 提出書類：各1部
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 参加資格確認書(様式3)
 - ウ 会社概要及び業務実績(様式5)
 - エ 予定技術者調書(様式7)
 - オ 業務実施体制調書(様式8)
 - カ 登記事項全部証明書 ※原本
 - キ 滞納がないことの証明(国税、都道府県税及び市町村税) ※原本

※共同企業体による参加の場合は、構成企業ごとに「会社概要及び業務実績（様式5）」を提出するものとする。

- (2) 受付期限：令和8年5月22日（金） 17時必着
- (3) 提出先：新宮町教育委員会 社会教育課
- (4) 提出方法：窓口提出又は郵送のいずれかにより受け付ける。

6 企画提案書の提出者の選定（1次審査）

- (1) 審査員
 - ア 別途定める選考委員会設置要綱に基づき指定するものとする。
- (2) 審査方法
 - ア 「5 参加表明書及び資格確認書類の提出」で提出された書類を「別表：審査評価項目」の業務体制と業務実績の評価項目に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を3者程度選定するものとする。
 - イ 提案者が3者以下の場合、1次審査は省略できるものとする。
- (3) 結果の通知
 - ア 選定した者に対しては書面で通知するとともに、企画提案書の提出を要請するものとする。
 - イ 選定されなかった者に対してもその旨を通知する。

7 企画提案書の提出

企画提案書は以下に定めるところ及び企画提案書作成要領を参照し、提出するものとする。

- (1) 必要な書類
 - ア 企画提案提出書（様式4）
 - イ 企画提案書（様式自由）
 - ウ 業務工程表（様式自由、契約日を7月初旬と仮定して作成）
 - エ 見積書（※要積算内訳、A4、様式自由）
- (2) 提出
 - ア 提出期限：令和8年6月12日（金） 17時必着
 - イ 提出先：新宮町教育委員会 社会教育課
 - ウ 提出部数：11部
 - エ 提出方法：窓口提出又は郵送（提出期限までに必着のこと）
- (3) 留意事項
 - ア 提案に当たっては、別添の仕様書を参照のこと。

8 企画提案の審査（2次審査）

- (1) 実施日：令和8年6月18日（木）予定
- (2) 実施場所：新宮町役場（詳細は書類選考結果通知時に連絡するものとする。）
- (3) 審査員：別途定める選考委員会設置要綱に基づき指定するものとする。
- (4) 審査方法
 - ア 審査は委員会の合議形式で行い、提案者の提案内容、業務経費等について「別表：審査評価項目」をもとに総合的に審査するものとする。
 - イ 審査に際しては、提案者からのプレゼンテーションを予定しているため、当日は担当者の出席（3名以

内)を求めるものとする。

ウ 提案時間は20分以内(セッティングに係る時間を含む)とし、その後質疑応答を10分以内で行う。

エ 机、椅子、電源、大型モニターは当方が用意するが、その他の機材は提案者で用意すること。

(5) 結果の通知

ア 審査結果について、2次審査に参加した全ての者に対し、書面で通知する。また、採択事業者及び当該プロポーザルに参加した全ての者の社名について、町のホームページで公表する。

9 評価方法

「別紙：審査評価項目」参照。

10 契約

特定した者と見積りをもとに契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(その性質は又は目的が競争入札に適さないもの)の規定による随意契約を締結する。また、契約交渉が不調のときは、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

なお、当該業務の受注又は辞退を理由として、これに続く設計等業務の発注先候補から除外されることはない。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類等が期限内に提出されなかった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を満たさなくなった場合
- (4) 審査等の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提出された見積額が予算額を上回っている場合

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 「予定技術者調書(様式7)」に記載した技術者は原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者である旨の証明書等を提出し、あらかじめ本町の了解を得るものとする。
- (4) 提出された書類は返却しないものとする。なお、提出書類は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。
- (5) 採用したプロポーザルの著作権は新宮町に帰属するものとする。また、提案は事業の実施に際して一部変更する場合がある。
- (6) 本プロポーザルに参加意思表示後に辞退される場合は、「参加辞退届(様式2)」を提出するものとする。

13 担当部署

〒811-0124

福岡県糟屋郡新宮町新宮東四丁目1番1号 そぴあしんぐう

新宮町教育委員会 社会教育課

電話：092-962-5111

FAX：092-963-3805

E-mail：sopia@town.shingu.fukuoka.jp